

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和 7 年 10 月 23 日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

(説明員) (公平審査局)

役田局長、吉田審議官、村山首席審理官、植田首席審理官、
蜂谷事務官、酒井審理官、工藤審理官

議 題

1 - 1 不利益処分審査請求事案に関する判定

令和 6 年第 22 号事案

原処分：分限免職処分

1 - 2 行政措置要求事案に関する判定

令和 7 年第 4 号事案

要求内容：超過勤務時間の適切な管理

1 - 3 給与審査申立事案に関する決定

令和 6 年第 9 号等併合事案

申立内容：令和 5 年 1 2 月期の勤勉手当の成績率をより上位に決定すること

及び令和 6 年 1 月 1 日付け昇給区分の決定をより上位に決定すること

議事の概要

○ 議題 1 - 1 「令和 6 年第 22 号事案」については、担当局から、関係規定に照らして本件処分が違法又は不当であるとは認められず、また、請求者の主張に照らし、本件処分が違法又は不当であるとの評価に至るような事情も認められないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題 1 - 2 「令和 7 年第 4 号事案」については、担当局から、当局は、超過勤務時間の管理を徹底し、超過勤務命令の必要性を適切に判断した上で、必要な予算を確保して、命じた超過勤務に対しては手当を支給する必要があり、また、過去に申請者が超過勤務を行っていたと推認される時間について精査を行った上、所要の給与上の措置を講ずべきであり、申請者の要求を容認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、要求を容認すると、三人事官一致で議決された。

- 議題1－3 「令和6年第9号等併合事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率及び昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないため、棄却が適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。